

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	217, 218

2 指名停止措置期間 平成26年1月24日 ～ 平成26年2月23日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等

4 事実概要

東日本電信電話(株)の使用人であった元担当課長が、インターネット接続サービス「フレッツ光」の販売業務委託に関して、ブリッジ・モーション・トゥモロー(株)の前社長から、賄賂を受け取った容疑（日本電信電話株式会社等に関する法律第19条違反）で平成25年12月5日、東京地方検察庁に逮捕され、同月25日に起訴された。

5 指名停止理由

元使用人が、日本電信電話株式会社等に関する法律違反（収賄）容疑で東京地方検察庁に逮捕、起訴されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第2第11号アに該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号ア〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき イ, ウ (略)	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)